

給 与 支 払 報 告 書 （ 総 括 表 ） 記 入 例

令和 8 年 1 月 31 日 提出

指定番号 09999999999

法人の方は、13ケタの法人番号を、個人事業主の方は、左側を1文字空けて12ケタの個人番号を記入

給与の支払期間	令和 7 年 1 月分から 12 月分まで													
給与支払者の個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3	(右詰めで記載してください)												
フリガナ	ヒメジトクチョウ										事業種目	製造業	令和8年1月1日現在の給与受給者総人数(他の市町村の従業員分も含み、退職者は含まない)を記入	
給与支払者の名称又は氏名	姫路tokuchou 株式会社										受給者総人員	8 人		令和8年1月1日現在、姫路市在住の特別徴収の方の人数を記入(退職予定者は除く)
所得税の源泉徴収をしている事業所又は事業の名称	姫路tokuchou 株式会社										報告人員	特別徴収対象者	7 人	令和8年1月1日現在、姫路市在住の普通徴収切替理由書に該当する方の内、退職者、5月31日までの退職予定者の人数を記入
フリガナ	ヒョウゴケンヒメジシアカシ											普通徴収対象者(退職者)	2 人	
同上の所在地	〒 670 - 9999 兵庫県 姫路市 明石1丁目1番20号											普通徴収対象者(退職者を除く)	1 人	
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	姫路 花太郎											報告人員の合計	10 人	
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	所属課・係名(フリガナ)氏名 人事課 経理係 ヒメジ ハナコ 姫路 花子 電話番号 079 - 221 - 9999										所轄税務署名	姫路 税務署	住民税(市民税・県民税)の特別徴収納入書についてすでに囲まれている○で異なる場合は赤字で二重線を引き正しいほうを○で囲む	
											給与の支払方法及びその期日	月給25日		
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 姫路 税太郎 電話番号 090 - 9999 - 9999										納入書の送付	必要 不要	(休業・廃業の場合) 休業・廃業の場合は、その旨(例:令和7年12月末廃業)を記入	
										備考				

普通徴収切替理由書 （ 兼 仕 切 紙 ） 記 入 例

普通徴収切替理由書 （ 兼 仕 切 紙 ）

普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。

略号	普通徴収への切替理由	人数
a	退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者	2 人
b	給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方	人
c	給与の支払が不定期な（毎月支給されていない）方 ※休職者を含む	1 人
d	他の事業者から支払われる給与から特別徴収される方（乙欄適用者）	人
普通徴収合計人数		3 人

注 休職者については、給与支払報告書を提出した年の6月に休職予定の方で特別徴収できない方が対象となります。

姫路市では、「給与支払報告書(個人別明細書)」において、普通徴収希望が確認できるもの」 で、給与支払額が110万円以下のものについては、普通徴収として扱います。

総括表の「普通徴収対象者(退職者)」欄と「普通徴収対象者(退職者を除く)」欄の人数の合計と普通徴収切替理由書(兼仕切紙)の「普通徴収合計人数」欄の人数は一致するように記入

※兵庫県内の全ての市町において、普通徴収への切替理由書は上記の「a～d」の4理由に統一されました。

普通徴収への切替理由の統一については、兵庫県市町振興課(電話:078-362-3099)まで。

給 与 所 得 者 異 動 届 出 書 の 提 出 等 に つ い て

- 退職・休職等の理由により、従業員の方に給与を支給しなくなった場合は、「給与所得者異動届出書」を提出してください。
なお、給与所得者異動届出書については、姫路市ホームページからもダウンロード可能となっておりますので、詳細については裏面のお問い合わせ先までお願いします。
現在特別徴収の対象でない場合でも、給与支払報告書を特別徴収として提出された従業員の方が上記理由となった場合は、給与所得者異動届出書の提出をお願いします。
- 姫路市においては、給与所得者異動届出書を受理し、「各月15日までに処理した分を翌月初旬」に、「16日から月末までに処理した分を翌月中旬」に通知するようになっておりますのでご了承ください。
(給与所得者異動届出書提出から、姫路市の税額変更等の通知書類が届くまでに、約1か月を要します。)
- 給与支払報告書を特別徴収として提出された従業員の方であっても、退職等の理由により令和7年度課税について給与所得者異動届出書を提出し、10月以降の税額まで徴収済として普通徴収へ変更された方については、原則普通徴収として処理されます。
(※退職等の理由により、令和7年10月以降の税額まで徴収済として普通徴収に変更された方について、令和8年6月以降を「特別徴収」とする場合は、お手数ですが「特別徴収への切替依頼書」を令和8年4月初旬までに提出していただきますようお願いいたします。)

- 【 給与支払報告書(総括表)について 】
- 姫路市へ提出の際には税務署より送付の総括表にかえて、同封の総括表を使用してください。
 - 総括表に、給与支払報告書(個人別明細書)を添えて提出してください。
 - 名称・所在地に変更があったときは、当該欄を訂正したうえで、別途、所在地・名称変更届出書をご提出ください。
送付先に変更があった際も同様に所在地・名称変更届出書をご提出ください。
 - 姫路市への報告人員がない場合については、報告人員の合計欄に「0人」と記入のうえ、提出をお願いします。
- ※ 電話でのお問い合わせ時は、総括表の上部に記載されている「指定番号」をお伝えください。

※「市町村に提出する給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書」はこちら



※国税庁の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」はこちら



給与支払報告書（個人別明細書）記入例

令和8年1月1日現在の住所を記入 (退職者の場合は、退職時の住所)		※受給者の 「個人番号（マイナンバー）」、 「フリガナ」、「氏名」を記入 (フリガナは必ず記入)	
姫路市神戸1丁目1-20 姫路ハイ201号		16歳未満の扶養親族数を記入	
給与 7000000 5200000 4741250 23300		(前職の記入) 前職の支払額を含む場合は、「摘要」欄に前職の会社名、所在地、支払額、社会保険料、源泉徴収税額、前職の退職年月日を記入 前職が複数の場合、可能な限り記入し、もし、枠内に収まらない場合は、「前職他**社」等を記入	
特定親族特別控除 特定親族特別控除の対象となる場合は控除対象扶養親族等の「区分欄」に対象となる扶養親族の所得控除額、居住、非居住に対応した区分を記入、「特定親族特別控除の額」欄に控除金額の記入、また「特親」欄に人数を記入。		退職手当等の支払いを受ける配偶者(合計所得金額133万円以下の者に限る)又は扶養親族がいる場合 「摘要」欄に、先頭に(退)を付した上で、その者の氏名、配偶者又は扶養親族である旨、生年月日、住所及び合計所得金額の見積額を記入。その者が障害者又は特別障害者である場合、非居住者である場合には、それぞれその旨を、納税者が寡婦又はひとり親の場合はその旨を記入 「5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号」欄に個人番号を記入し、個人番号の前に、氏名と対応関係がわかるように「摘要」欄において氏名等の前に付した番号または(退)を記入	
「控除対象配偶者」 控除対象配偶者(所得58万円以下)においては、「(源泉)控除対象配偶者の有無等の有」の欄に「○」を記入のうえ、「配偶者(特別)控除の額」の欄に控除額を記入し、「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄に氏名を記入 「配偶者特別控除」 配偶者特別控除の対象となる場合は、「配偶者(特別)控除の額」の欄に控除額を記入し、「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄に記入および、「配偶者の合計所得」欄に所得金額を記入 (※所得金額は収入金額ではないので注意) ※納税義務者の所得金額が1,000万円を超えている場合は対象外です。		(5人以上の扶養親族) 5人目以降の場合は、「摘要」欄へ(1)、(2)等の番号を付し、氏名、16歳未満の年少扶養親族の場合は(年少)と記入 また、それぞれ「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」欄および「5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号」欄へ番号(「摘要」欄へ付した番号)と個人番号を記入	
支払者の法人番号又は個人番号 (個人事業主の場合)を記入		※受給者の生年月日を記入 (生年月日は必ず記入)	

【給与支払報告書(個人別明細書)について】

- 普通徴収とする場合は、給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に、該当する略号(a、b等)または理由を記入し、特別徴収分と普通徴収分を普通徴収切替理由書(兼 仕切紙)で分けてください。
- 受給者・扶養親族の氏名欄へフリガナ・個人番号、受給者生年月日の記入漏れがないようお願いします。
- 摘要欄等に前職の記載がない場合は、合算して問題ないものとして処理しますので、前職が該当する場合は必ず記入してください。

※ 令和5年度より、副本の提出は不要となりましたので、1人当たり1枚の提出をお願いします。

「地方税ポータルシステム（eLTAX）」による給与支払報告書の提出

【eLTAXとは】

地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

【eLTAXのメリットについて】

- インターネットを利用するため、自宅やオフィスから申告等の手続きを行うことができます。
- 市区町村へ提出する給与等の支払報告書及び税務署へ提出する源泉徴収票をeLTAXを利用し、一括して作成・提出できるようになりました。(複数の市区町村にも、まとめて一度に送信できます)。
- 申告書の印刷代及び郵送代を削減することができます。
- 記録が残るため、控え返送の依頼等が不要です。
- 無償のeLTAX用ソフト「PCdesk」で申告書を簡単に作成できます。
- eLTAXに対応した市販の税務会計ソフトのデータが利用できます。
- 電子納税により、毎月納入する市県民税を、すべての市区町村に対して一括で納入することができます。
- 平日は24時まで申告や納付が可能です。
- 特別徴収税額の決定通知書を電子データで受け取ることができます。
- eLTAXのサービスは無料です。※パソコン環境や電子証明書等、事前の準備に費用が必要な場合があります。

【給与支払報告書の電子データ(eLTAX又は光ディスク等)による提出義務について】

国税において給与等に係る源泉徴収票について、「e-TAX」又は「光ディスク等」による提出を※義務付けられている場合は、

市区町村へ提出する給与等に係る支払報告書についても、「eLTAX」又は「光ディスク等」による提出が義務付けられています。

※基準年(前々年)に税務署へ提出すべきであった「給与等の源泉徴収票」の枚数が100枚以上の給与支払者は、電子データによる提出が義務付けられています。

※本市では、郵送、管理等の事業者負担の面を考慮し、eLTAXを推奨しています。

【eLTAXで提出される場合の普通徴収とする際の注意事項について】

- 「普通徴収」欄に「1」を入力してください。
(乙欄)に「1」を入力した場合でも「普通徴収」欄に「1」がなければ特別徴収となる場合があります。)
- 「摘要」欄に該当する普通徴収の略号(a、b等)または理由を入力してください。
(※普通徴収」欄に「1」の入力がない場合、「摘要」欄に略号の記載があっても特別徴収となる場合があります。)

【eLTAXの電子税額通知を希望される場合の注意事項について】

- 電子税額通知を受取希望の場合、eLTAXにて給与支払報告書を提出する際に、特別徴収義務者用通知、納税義務者用通知それぞれについて受け取り方法(電子)を選択し、必ず「通知先e-Mail」を設定してください。
- 合併等により法人番号が変更になる場合、指定番号も変更になります。合併した場合は給与所得者異動届出書を提出するようお願いいたします。また、電子通知の受け取りは給与支払報告書をeLTAXで提出した事業所が対象となりますので、合併先で提出が無い場合書面での受け取りになります。

【eLTAXに関するお問い合わせ】

ご利用にあたっての詳細は、地方税共同機構のホームページをご覧ください。なお、eLTAXご利用に際してご不明な点がございましたら、地方税共同機構のホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

電話番号:0570-081459 ヘルプデスク:9:00~17:00(土日祝日及び年末年始12月29日~1月3日を除く)

(上記の電話番号でつながらない場合は03-5521-0019)

【給与支払報告書の提出先・お問合せ先】

姫路市 市民税課 個人住民税収担当
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
電話 079-221-2260